

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年10月1日から令和11年9月30日までの8年間

2 内容

目標1 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- ・令和3年10月 相談窓口の設置について検討する。
- ・令和4年4月 相談員の研修を実施する。
- ・令和5年1月 相談窓口の設置について社員へ周知する。
- ・令和6年1月 社内広報にて、相談窓口について社員へ周知する。
- ・令和7年1月 社内広報にて、再度、相談窓口について周知する。

目標2 年次有給休暇の取得率60%以下の社員をゼロにする。

<対策>

- ・令和3年10月 年次有給休暇の個人別取得状況を把握する。
- ・令和4年4月 取得状況を踏まえ、取得を阻害する課題や問題点を洗い出す。
- ・令和4年6月 目標達成に向けた対策を立案し、計画的取得を促進するために管理職教育並びに、社内広報を実施する。
- ・令和5年1月 有給取得状況を定期的に確認し、取得率の低い場合は、管理職及び上司から有給休暇取得をすすめるとともに、上司主導で部署全体の業務の配分について見直しを実施する。
- ・令和6年1月 有給休暇の取得状況を把握し、社内広報を通じ、取得促進を図る。

目標3 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1カ月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全社員に配布し制度の周知を図る

<対策>

- ・令和6年9月 社員ニーズを把握する アンケート調査
- ・令和6年12月 目標達成に向けて業務体制の検討をする
- ・令和7年2月 周知に向けて、社員研修を行う
- ・令和7年5月 社員に再度周知を図る
- ・令和8年5月 社員に再度周知を図る